
行政委任立法

2015年第821号

環境保護

2015年名古屋議定書（遵守）規則

作成 - - - - 2015年3月17日
議会提出 2015年3月23日
本規則1.に従い発効する

目次

第1編
導入

- | | | |
|----|----------|---|
| 1. | 呼称及び開始時期 | 2 |
| 2. | 解釈 | 2 |

第2編

権限ある当局及びその他の機能

- | | | |
|----|---------------|---|
| 3. | 権限ある当局 | 3 |
| 4. | コレクション登録簿 | 3 |
| 5. | 利用者の遵守のモニタリング | 4 |
| 6. | 補助的な機能 | 4 |

第3編

民事制裁

- | | | |
|----|--------------------------------|---|
| 7. | 民事制裁を科す権限 | 4 |
| 8. | EU規則における相当な注意義務のうち民事制裁の対象となるもの | 4 |

第4編

施行

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 9. | 監察官 | 4 |
| 10. | 立ち入りを行う権限 | 5 |
| 11. | 監察を行う権限 | 6 |
| 12. | 施行における権限の制約 | 6 |

第5編

違反及び罰則

13.	違反	6
14.	監督官に対する妨害	6
15.	法人、パートナーシップ、及び法人格を有しない団体による違反	7
16.	罰則	8
17.	施行費用の回収	8

第 6 編 その他の条項

18.	通知の送達	9
19.	再検討	9

附則	— 民事制裁	10
第 1 編	— 遵守通知及び裁量型課徴金	10
第 2 編	— 停止通知	12
第 3 編	— 施行に対する保証	14
第 4 編	— 不遵守に対する罰則	16
第 5 編	— 通知の取消し及び修正	17
第 6 編	— 上告	17
第 7 編	— ガイダンス及び公開	17

1972 年欧州共同体加盟法(a)の適用上、環境(b)に関して任命された国務大臣は、当該条項により付与された権限を行使し本規則を定める。

第 1 編 導入

呼称及び開始時期

- 1.—(1) 本規則は、2015 年名古屋議定書（遵守）規則と呼ぶことができる。
- (2) 第 1 及び 2 編は 2015 年 7 月 9 日付で発効する。
- (3) 第 3 から 6 編及び附則は 2015 年 10 月 12 日付で発効する。

解釈

- 2.—(1) 本規則において—

(a) 1972 年第 68 章; 第 2 節(2)は、2006 年立法及び規制に関する改革法 (第 51 章)、第 27 節(1)(a)、及び 2008 年欧州連合(修正)法(第 7 章)、附則第 1 編により修正された。1998 年スコットランド法 (第 46 章) 第 57 節に基づき、当該事項に関連する EU 法で定められた実施義務に関する職権がスコットランド諸大臣に移譲された場合も、スコットランドに関してそれら義務の実施に係る英国国務大臣の職権を引き続き行使することができる。2006 年ウェールズ統治法 (第 32 章)、附則 3 第 5 項に基づき、当該事項に関連する EU 法で定められた実施義務に関する職権がウェールズ諸大臣に移譲された場合も、英国国務大臣はウェールズに関してそうした職権を行使する権限を保持する。

(b) S.I. 2008/301.

「法人」は、有限責任事業組合を含む；

「民事制裁」は、規則7において与えられた意味を持つ；

「遵守通知」は、附則の第1項において与えられた意味を持つ；

「EU規則」とは、欧州連合における遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ
衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者のための遵守措置に関する欧州議会及び理事会の
規則（EU）No 511/2014をいう(a)；

「監察官」は、規則9において与えられた意味を持つ；

「名古屋議定書」とは、2010年10月29日、生物の多様性に関する条約の締約国会議第10回会合に
おいて採択された、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利
益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をいう(b)；

「不遵守に対する罰金」は、附則第23項において与えられる意味を持つ；

法人における「役員」とは、あらゆる理事、幹事またはその他同様な役員をいう；

「パートナーシップ」は、有限責任事業組合を含まない；

「施設」は、あらゆる車両、船舶、航空機、ホバークラフト、テント、又は移動型構造物を含む；

「停止通知」は、附則第12項において与えられる意味を持つ。

(2) (1)項で、会員により業務が行われる法人における「理事」は、法人の会員をいう。

(3) (4)項に基づき、本規則における用語のうちEU規則において使用があるものについては、
当該EU規則における意味を持つ。

(4) 本規則の適用上、EU規則における「遺伝資源に関連する伝統的な知識」への言及は(5)項
に記述される伝統的な知識を含むと理解するものとする。

(5) 本規則は、先住民又は地域社会が所有する遺伝資源に関連する伝統的な知識のうち、伝統的
な知識の利用に適用される相互に合意する条件において記述のあるものについても適用される。

第2編

権限ある当局及びその他の機能

権限ある当局

3. EU規則の適用上、国務大臣を権限ある当局とする。

コレクション登録簿

4. 国務大臣は、EU規則第5条に基づく加盟国の機能を果たさなければならない。

(a) OJ No L 150, 20.5.2014, p. 59.

(b) Miscellaneous series No. 5/2014: Cm 8856. ISBN 9781474102919.

利用者の遵守のモニタリング

5. 国務大臣は、EU 規則第 7 条 1 項に定める要請を行わなければならない。

補助的な機能

6. 国務大臣は—

- (a) EU 規則第 13 条に基づく加盟国の機能を果たさなければならない。
- (b) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識が名古屋議定書に従って利用されることとなるために必要なその他のあらゆる適当で、効果的な、かつ均衡のとれた行政上又は政策上の措置をとらなければならない。

第 3 編

民事制裁

民事制裁を科す権限

7.—(1) 国務大臣は、附則に定める通り、ある者に対し遵守通知又は停止通知への遵守、若しくは裁量型の課徴金又は不遵守に対する罰則金の支払い（「民事制裁」）を科すことができる。

(2)（民事制裁を規定する）附則は効力を持つ。

EU 規則における相当な注意義務のうち民事制裁の対象となるもの

8.—(1) (2)及び(3)項に基づき、以下のいかなる条項についても、これに対する不遵守に関して民事制裁を科すことができる—

- (a) EU 規則第 4 条 1 項（相当な注意を実施する義務）；
- (b) EU 規則第 4 条 3 項（情報及び文書を入手し、保存し、その後の利用者に伝達する義務）；
- (c) EU 規則第 7 条 2 項（相当な注意を申告する義務）。

(2) 利用者が EU 規則第 8 条 2 項に基づき認定された最良の実例の効果的な実施を示したと国務大臣が認めた場合、(1)項に定められる規定に対する不遵守に当たらない。

(3) 国務大臣が以下を認めた場合、EU 規則第 4 条 3 項に対する不遵守に当たらない—

- (a) 利用者が EU 規則第 4 条 4 項に基づき相当な注意を実施したとみなされる場合（食糧・農業植物遺伝資源条約附属書 1 に記載されていない資源に関する標準素材移転契約の使用）；
- (b) 利用者が EU 規則第 4 条 7 項に基づき相当な注意を実施したとみなされる場合（登録コレクションから素材を入手する利用者）；又は
- (c) EU 規則第 4 条 8 項に従い利用が行われる場合（公衆衛生上の緊急事態に対する準備のための病原体の利用）。

第 4 編

施行

監察官

9. 国務大臣は、ある者（「監察官」）に対し EU 規則を施行するための監察行為の権限を書面にて付与することができる。

立入りをを行う権限

10.—(1) 監察官は、妥当な通知を行った上で、EU 規則を施行する目的において妥当な時間帯に施設内へ立入ることができるが、当該施設が完全に又は主に私的な住宅として使用されている場合その限りではない。

(2) 以下の場合、通知を行う必要はない—

- (a) 日時を設定するための妥当な行動が失敗した場合；
- (b) 監察官が妥当な理由において、通知を行うことが立入りの目的にそぐわないとみなす場合；
- (c) 監察官が規則 13 に基づく違反が行われたという妥当な疑いを持つ場合；又は
- (d) 非常事態時。

(3) 監察官は、要請があった場合、正規に認定された許可書を提示しなければならない。

(4) (1)項は、(5)項に従い発行された令状による立入りの権限に影響を与えるものではない。

(5) 治安判事が宣誓供述書において以下の状況であると認める場合、当該判事は署名入りの令状により、必要な場合には妥当な強制力をもって、監察官に対し施設内への立入りを許可することができる—

- (a) EU 規則を施行する目的において監察官が施設内に立入る妥当な根拠がある場合；及び
- (b) (6)項に挙げる条件の一つを満たす場合。

(6) 条件は以下のとおり—

- (a) 施設内への令状をともしない立入りが拒否されたことがある又は拒否されるおそれがあり、令状を申請する意志を示した通知が当該施設占有者に送達済みである；
- (b) 施設内への立入り許可を求めること又は立入り通知の送達を行うことが、立入りの目的にそぐわない；
- (c) 早急な立入りが求められる；
- (d) 施設が無人である又は占有者が一時的に不在である；

(7) ただし、(5)項に定める権限は、完全に又は主に住宅として使用される施設には及ばない。

(8) 令状の有効期間は3ヶ月である。

(9) 本規則に基づき施設内に立入る監察官は以下を行うことができる—

- (a) 監察官が必要であると判断する他の者を同行させる；
- (b) 監察官が必要であると判断する機器を施設内に持ち込む。

(10) 監察官が無人又は一時的に占有者が不在の施設内に立入る場合には、当該施設が不法侵入に対して、当該監察官の立入り前と同等に効果的に安全な状態にしたうえで施設から退出しなければならない。

(11) 監察官は車両、船舶、航空機あるいはホバークラフトについて、監察官に本規則により付与された権限を行使させないために、証拠の輸送に供されているという妥当な根拠をもつ場合、それらを要求することができる。

(12) (5)項において—

- (a) スコットランドに関しては、治安判事への照会は、スコット州裁判所の判事への照会であり、「宣誓供述書」の照会は宣誓に関する証拠の照会である；
- (b) 北アイルランドに関しては、治安判事への照会は、非法律家である治安判事への照会であり、「宣誓供述書」の照会は、書面による宣誓申立ての照会である；

監察を行う権限

11.—(1) 規則 10 に基づく権限を行使するにあたり、施設へ立入った監察官は以下を行うことができる—

- (a) 施設内で発見されたあらゆる製品、もの、又は生物素材を監察する；
- (b) 施設内を捜索する；
- (c) 保管されている形式を問わず、文書、記録、又はその他の情報にアクセスし、それらの監察及び複写を行うと共に複写の目的でそれらを移動する；
- (d) あらゆるコンピューター及び当該文書、記録、又はその他の情報との関連において使用されるあらゆる付属機器について、その提示を求め、それらのデータを監察、確認し、それらの稼働を要求するとともに、コンピューター内の記録を監察官が容易にアクセス及び持ち出すことができる形で取り出すことを求める；
- (e) 製品、もの、又は生物素材のサンプルを採取する；
- (f) あらゆる検査、調査、又は試験を実施する；及び
- (g) 写真撮影、計測又は記録を行う。

(2) 監察官は、いかなる者に対しても、EU 規則を施行する目的においてこれが必要な場合、以下の提供を求めることができる—

- (a) あらゆる支援；
- (b) あらゆる文書、記録又はその他の情報。

施行における権限の制約

12. 本規則に含まれるいかなる事項も、以下を認めるものとしてみなしてはならない—

- (a) ある者に対し、あらゆる裁判所のあらゆる訴訟において、法律家秘匿特権に従うという根拠により、又はスコットランドにおいてそれが法廷弁護士若しくは該当する資格を有する事務弁護士からの、若しくは彼らへの秘匿の連絡事項を含むという根拠により、その者に提示を拒否する権利を付与する何らかの文書を作成することを要求する；又は
- (b) 保有する権利を与えられている者により保有されているいかなる文書についても、ある者に保有する権利を与える。

第 5 編

違反及び罰則

違反

13. 以下に対する不遵守は違反にあたる—

- (a) 遵守通知；
- (b) 通知に指定された期限内における停止通知；
- (c) EU 規則第 4 条 6 項（利用後 20 年間情報を保存する義務）。

監察官に対する妨害

14. 監察官が本規則に基づく権限を行使する場合には、いかなる者による以下の行為も違反となる—

- (a) 監察官に対する意図的な妨害；

- (b) 監察官が合理的に求めることができる情報又は支援について、妥当な理由なしにこれを提供しない；
- (c) 監察官に対し虚偽の又は誤解を与える情報を故意に提供する；
- (d) 監察官が記録又は文書を合理的に求めた際、妥当な理由なしにこれを提供しない。

法人、パートナーシップ、及び法人格を有しない団体による違反

15.—(1) パートナーシップ又は法人格を有しない団体によって本規則に基づく違反行為が行われたとされる訴訟は、当該パートナーシップ又は団体に対しそれらの名称において提起することができる。

(2) そのような訴訟の適用上—

- (a) 書類の送達に関する裁判所の取決めは、パートナーシップ又は法人格を有しない団体を法人とみなす形で効力を持つ；及び
- (b) 法人に関する適用と同様、以下の条項が適用される—
 - (i) 1925 年刑事司法(a)第 33 節（法人に対する違反の告発に対する手続き）及び 1980 年治安裁判所法(b)附則 3（法人）；及び
 - (ii) 1945 年刑法（北アイルランド）(c)第 18 節（罪状に対する手続き）及び 1981 年刑事裁判所命令（北アイルランド）(d)（法人）附則 4。

(3) パートナーシップ又は法人格を有しない団体が、本規則に基づく違反で有罪となり罰金が科せられる場合、罰金は当該パートナーシップ又は団体の基金より支払われるものとする。

(4) 法人による本規則に対する違反について、以下が証明された場合—

- (a) これがある役員の同意又は黙認により行われた、又は
- (b) これがある役員に帰することができる、

当該役員及び法人は違反のために有罪であり、訴訟の対象に処され、相応に罰せられる。

(5) パートナーシップによる本規則に対する違反について、以下が証明された場合—

- (a) 違反がパートナーの同意又は黙認により行われた、又は
- (b) これがあるパートナーに帰することができる

当該パートナー及びパートナーシップは違反のため有罪であり、訴訟の対象に処され、相応に罰せられる。

(6) 法人格を有しない団体による本規則に対する違反について、以下が証明された場合—

- (a) これが団体の役員の同意又は黙認により行われた、又は
- (b) これがある役員又は会員に帰することができる、

当該役員又は会員及び団体は違反のため有罪であり、訴訟の対象に処され、相応に罰せられる。

(7) (4)、(5)、及び(6)項において、役員、パートナー、又は会員という言葉は全て、事情に応じてそうした権限において行動すると称するあらゆる者を含む。

(a) 1925 年第 86 章;第 33 節第 1、(2 及び 5 款は、1952 年治安裁判所法(第 55 章)附則 6 により廃止された；第 3 節は、1971 年裁判所法(第 23 章)附則 8 第 2 編により修正された；第 4 節は、2003 年裁判所法(第 39 章)附則 8 第 71 項及び附則 10 により修正された。

(b) 1980 年第 43 章; 附則 3 の第 2 項(a)は 2003 年刑事司法法、附則 3 第 2 編、第 51 項(13)(a)及び附則 37 第 4 編により廃止された；第 5 項は 1991 年刑事司法法(第 53 章)、第 25 節(2)及び附則 13 により廃止された；第 6 項は 2003 年刑事司法法附則 3 第 2 編第 51 項(13)(b)により修正された。

(c) 1945 年第 15 章 (N.I.)；第 18 編は、1964 年治安裁判所法（北アイルランド）(第 21 章)及び 2002 年司法法（北アイルランド）(第 26 章)、附則 12 により修正された。

(d) S.I. 1981/1675 (N.I. 26).

罰則

16.—(1) 規則 13 の(a)又は(b)項に基づく違反の罪を犯す者は—

(a) 即決処分により 5,000 ポンドを超えない罰金、若しくは 3 か月を超えない禁固刑、又は両方に処せられる。

(b) 起訴による有罪判決により、罰金若しくは 2 年を超えない禁固刑、又は両方に処せられる。

(2) 規則 13 の(c)項に基づく違反の罪を犯す者は、即決処分により 5,000 ポンドを超えない罰金を科せられる。

(3) (1)項の適用上、北アイルランドにおける罰金に関して 5,000 ポンドという場合、法定上限金額を指すものとする。

(4) (2) 項の適用上、スコットランド又は北アイルランドに関して 5,000 ポンドという場合、標準段階のレベル 5 を指すものとする。

(5) 1980 年治安裁判所法(a) 第 127 編 (期間の制限)又は治安裁判所 (北アイルランド)令 1981(b)第 19 条 (司法権を与えるために違反の申立てをすべき期間)の規定に拘らず、(6)項に関連する条件が規則 13 に基づく違反の観点において満たされる場合—

(a) イングランド及びウェールズの治安判事裁判所は情報を審理することができる；

(b) 北アイルランドの治安判事裁判所は申立てを審理することができる。

(6) 条件は、違反行為の日から 3 年以内又は検察官による違反の発見から 1 年以内のどちらか早い方の時期において—

(a) イングランド及びウェールズの場合は、情報の申立てが行われる；

(b) 北アイルランドの場合は、苦情の申立てが行われる。

(7) スコットランドでは、規則 13 に基づく違反に関する略式訴訟手続きは、違反の行われた日から 3 年以内又は検察官による違反の発見から 1 年以内のどちらか早い方の時期に開始することができる。

(8) (7)項の適用上、1995 年刑事訴訟法 (スコットランド)(c)セクション 136(3)が適用されるが、これは当該セクションの適用上これが適用されるからである。

(9) 本規則の適用上—

(a) 検察官により、又検察官に代わり署名され、審理が訴訟手続を正当化するに足る証拠を検察官が最初に知った日付が明記された証明書が当該事実の決定的な証拠である；及び

(b) 当該事情を明記し、そのように署名されると称する証明書は、反証が挙げられない限りそのように署名されるとみなされる

施行費用の回収

17.—(1) 本規則は、裁判所がある者に規則 13 に基づく違反の有罪判決を下したときに適用される

(2) 裁判所は (経費又は費用に関して下すその他のあらゆる命令に加えて) 有罪を言い渡された者に対し、規則 10 又は 11 により与えられたあらゆる権限の行使に係る支出を含め、国務大臣又は検察官が当該違反を調査するにあたり際合理的に発生したあらゆる支出を国務大臣に払い戻すことを命令することができる。

(a) 1980 年 第 43 章

(b) S.I. 1981/1675. (c) 1995 年 第 46 章

第6編 その他の条項

通知の送達

18.—(1) 本規則に基づき送達されるいかなる通知も、書面によりこれを行わなければならない、何時においてもこれを書面により修正、停止、又は取消することができる。

(2) ある者に対する通知の送達は以下の形で行うことができる—

- (a) 配達証明便；
- (b) その者の適切な住所に残置；又は
- (c) その者の適切な宛先への郵送又は電子手段による送付。

(3) 法人の場合、当該法人の役員に対し通知を送達することができる。

(4) パートナーシップの場合、パートナーまたは当該パートナーシップ事業の管理又は経営を行う者に対し通知を送達することができる。

(5) 法人格を有しない団体の場合、当該団体の役員又は運営組織の会員に対し通知を送達することができる。

(6) 本規則の適用上、及び 1978 年解釈法 (a) の（郵送による通知の送達に関連する）セクション 7 が本規則に適用される範囲において、「適切な住所」とは以下のとおり—

(a) 法人又は当該法人の役員の場合—

- (i) 法人の登記住所又は主たる所在地；又は
- (ii) 役員の電子メールアドレス。

(b) パートナーシップ、又はパートナー若しくは当該パートナーシップ事業の管理若しくは経営を行う者の場合—

- (i) パートナーシップの主たる所在地；又は
- (ii) パートナー又は管理若しくは経営を行う者の電子メールアドレス。

(c) 法人格を有しない団体、又は団体の役員若しくは当該団体運営組織の会員の場合—

- (i) 団体の主たる所在地；又は
- (ii) 役員又は会員の電子メールアドレス；

(d) 上記以外の場合、電子メールアドレスを含む最新の宛先。

(7) (6) 項の適用上、英国国外に登記されている法人若しくは英国国外で事業を行うパートナーシップ、又は法人格を有しない団体の主たる所在地は、英国国内における主たる所在地となる。

(8) これら規則に基づいた通知が行われる施設占有者の氏名又は住所が、妥当な調査の後に確定できない場合は、明らかに建物又は施設の物体に付属する形で、通知を残置することにより通知が行われる。

再検討

19.—(1) 国務大臣は随時—

- (a) 本規則の再検討を行わなければならない；
- (b) 再検討の結論を報告書に提示しなければならない；及び
- (c) 報告書を公開しなければならない。

(2) 国務大臣は再検討を行う上で、妥当な範囲において、その他の加盟国における EU 規則の施行状況を考慮しなければならない。

(3) 報告書はとりわけ、以下を満たさなければならない—

- (a) 本規則がその達成を目的とする目標を掲げる；
- (b) 当該目標の達成度合いを評価する；及び
- (c) 当該目標が引き続き適切であるか、又その場合、より負荷が少ない方法での達成が可能か、その程度を評価する。

(4) 本規則に基づく第一回目の報告書は、本規則の発効日から起算して5年が経過する前に公開されなければならない。

(5) 本規則に基づく報告書はその後、5年を超えない間隔で公開されなければならない。

de Mauley

政務次官

環境・食糧・農村地域省

2015年3月17日

附則 民事制裁

規則7

第1編

遵守通知及び裁量型課徴金

遵守通知の送達

1.—(1) 国務大臣は何人に対しても、規則 8(1)に定めるあらゆる規定に対する不遵守に関連して当該不遵守が継続又は再発しないことを確実にするために国務大臣が定める措置を、定められる期間内に講じることを通知（「遵守通知」）によって要求することができる。

(2) 国務大臣は当該通知に先立ち、妥当な疑いなく、ある者による規定の不遵守が認められることを確認しなければならない。

(3) 同一の行為又は不作為に関して、二度以上の遵守通知を行ってはならない。

裁量型課徴金徴収

2.—(1) 国務大臣は何人に対しても、規則 8(1)に定める規定に対する不遵守、又は規則 13(c)若しくは 14 に基づく違反に関連して、当該通知において定めることのできる課徴金額（「裁量型課徴金」）の国務大臣への支払いの要求を通知によって科することができる。

(2) 国務大臣は当該通知に先立ち、妥当な疑いなく、その者による規定に対する不遵守又は違反が認められることを確認しなければならない。

(3) 同一の行為又は不作為に関して、二度以上の裁量型課徴金を科してはならない。

(4) 裁量型課徴金の額について、上限は設けない。

(5) 裁量型課徴金に関する通知の送達に先立ち、国務大臣は当該通知の対象となる者に対し、不遵守又は違反により生ずるあらゆる金銭的利益を算出する上で合理的とみなされる情報の提出を求めることができる。

(6) 国務大臣は、裁判所の命令に基づいて支払い可能となるように、本項に基づき科せられた裁量型課徴金を再設定することができる。

意思の通知

3.—(1) 国務大臣が本編に基づき、ある者に対する遵守通知又は裁量型課徴金賦課の送達を提案する場合、当該国務大臣はその者に対しその旨を示す通知（「意思の通知」）を送達しなければならない。

(2) 意思の通知は以下を含まなければならない—

- (a) 当該通知又は制裁金を提案する根拠；
- (b) 通知の要件、及び制裁金の場合はその支払い額；
- (c) 以下に関する情報—
 - (i) 意思の通知を受領した日付から起算して 28 日以内に陳情及び異議を申し立てる権利；
 - (ii) 国務大臣が通知を行ってはならない状況。

陳情及び異議申し立て

4. 意思の通知の送達を受ける者は、提案された遵守通知の送達又は裁量型課徴金の徴収に関して、当該通知を受領した日付から起算して 28 日以内に、国務大臣に対し書面による陳情及び異議申し立てを行うことができる。

第三者に対する保証

5.—(1) 意思の通知の送達を受けた者は、その者が講じるべき、不遵守又は違反の影響を受けた第三者に便益をもたらす措置（まとまった金額の支払いを含む）に対する保証（「第三者に対する保証」）を提示することができる。

(2) 国務大臣は、第三者に対する当該保証を承認又は拒否することができる。

(3) 国務大臣は、最後通達を行うか否か及び、裁量型課徴金を科す通知が送達される場合には、その金額の決定に際し、承認されているあらゆる第三者に対する保証を考慮に入れなくてはならない。

最後通知

6.—(1) 陳情及び異議申し立てを行う期限が終了した後、国務大臣は、意思の通知における要件を、その内容を修正して、又は修正せずに命じるかを決定しなければならない。

(2) 国務大臣が当該要件を命じる決定を下す場合には、これを命じる通知（「最後通知」）は 7 又は 8 項に準じなければならない。

最後通知の内容—遵守通知

7. 遵守通知に関連する最後通知は、以下に関する情報を含まなければならない—

- (a) 通知を行う根拠；
- (b) 遵守すべき内容及びこれを完了しなければならない期限；
- (c) 上告の権利；及び
- (d) 通知内容を遵守し損じた場合の結果

最後通知の内容—裁量型課徴金

8. 裁量型課徴金に係る最後通知は、以下に関する情報を含まなければならない—

- (a) 課徴金徴収の根拠；
- (b) 支払い額；
- (c) 支払い方法；
- (d) 支払いまでの期限、これは 28 日未満であってはならない；
- (e) 上告の権利；及び
- (f) 通知内容を遵守し損じた場合の結果

最後通知に対する上告

- 9.—(1) 最後通知を受領する者は、上告の申し立てを行うことができる。
- (2) 以下を上告の根拠とする—
- (a) 決定が誤った事実に基づいていた；
 - (b) 決定が法律に照らし誤っていた；
 - (c) 制裁金以外の罰則の場合、その要件の性質が妥当ではない；
 - (d) 裁量型課徴金の場合、その額が妥当ではない；
 - (e) その他の何らかの理由において決定が妥当ではなかった；
 - (f) その他の何らかの理由において決定が誤っていた

刑事訴訟

10. 規則 13(c)又は 14 に基づく違反に関連して、—

- (a) 何らかの者に対して裁量型課徴金が徴収される場合、又は
- (b) 何らかの者から第三者に対する保証が承認される場合

11 項(1)(b)が適用される事例を除き、その者は何時においても、裁量型課徴金又は第三者に対する保証を生じさせる行為又は不作為に関する違反で有罪判決を下されてはならない。

第三者に対する保証の不遵守

11.—(1) ある者が第三者に対する保証を遵守しない場合、国務大臣は以下を行うことができる—

- (a) 規則 8(1)に定めるあらゆる規定に対して遵守が行われない場合、遵守通知を送達する、又は裁量型課徴金を科す；
- (b) 規則 13(c)又は 14 に基づく違反行為の場合、刑事訴訟を提起する。

(2) ある者が保証の一部を遵守したが完全には遵守しなかった場合、その者に対する何らかの刑事上又はその他の制裁を科すにあたり、当該の一部遵守を考慮しなければならない。

(3) 第三者に対する保証が関係する違反の刑事訴訟は、国務大臣がその者に対し当該保証の遵守を怠った旨を通知した日から 6 か月後までのいかなる時においても開始することができる。

第 2 編

停止通知

停止通知

12.—(1) 国務大臣はいかなる者に対しても、—

- (a) 規則 8(1)に定めるあらゆる規定を遵守し損ずることに関連して通知（「停止通知」）の送達を行うことができ、その者が当該通知に明記された措置を講じるまで、当該通知に明記された活動をその者が実施することを禁じる；
- (b) ある者が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用を通じて開発した製品のうち、EU 規則に基づく義務が満たされていないものを市場で入手できるようにするおそれがある場合には、通知（「停止通知」）の送達を行うことができ、その者に対し、通知に明記される措置を講じること及び通知に明記される期間において、市場における当該製品の入手可能化を確実に禁じる又は制限する。

(2) 停止通知の送達は、以下の状況においてのみ行うことができる—

- (a) その者が当該活動を実施している、及び
- (b) 国務大臣が妥当な根拠において以下とみなす場合—
 - (i) その者の実施する活動が、規則 8(1)に定める規定を遵守し損ずる又はそのおそれがある；又は
 - (ii) その者が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用を通じて開発した製品のうち、EU 規則に基づく義務が満たされていないものを市場で入手できるようにするおそれがある。

停止通知の内容

13. 停止通知は以下に関する情報を含まなければならない—

- (a) 停止通知の送達を行う根拠及び禁止の対象となる活動；
- (b) 停止通知を遵守する上でその者が講じなければならない措置；
- (c) 活動を停止しなければならない期限；
- (d) 上告の権利；及び
- (e) 通知を遵守し損じた場合の結果。

上告

14.—(1) 停止通知の送達を受ける者は、当該通知の送達の決定に対し上告の申し立てを行うことができる。

(2) 以下を上告の根拠とする—

- (a) 決定が誤った事実に基づいていた；
- (b) 決定が法律に照らし誤っていた；
- (c) 決定が妥当ではなかった；
- (d) 通知に明記された措置が妥当ではない；
- (e) その者が遵守を怠っておらず、停止通知が送達されていなければ遵守を怠ることがなかった；
- (f) その者が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用を通じて開発した製品のうち、EU 規則に基づく義務が満たされていないものを市場において販売するおそれが低い；
- (g) その者が、何らかの弁護の理由により、停止通告が送達されていなければ違反のために有罪となることがなかった；
- (h) その他の何らかの理由において決定が誤っていた。

完了証明書

15.—(1) 停止通知の送達後、その者が当該通知に明記する措置を講じたと国務大臣が認める場合、国務大臣は証明書（「完了証明書」）を発行しなければならない。

(2) 完了証明書の発行を以って停止通知は失効する。

(3) 停止通知の送達を受ける者は、何時においても完了証明書の申請を行うことができる。

(4) 国務大臣は申請から 14 日以内に完了証明書を発行するか否かを決定しなければならない。

(5) 停止通知の送達を受けた者は、完了証明書の発行を拒否する決定に対し、以下を根拠とし上告の申し立てを行うことができる—

- (a) 決定が誤った事実に基づいていた；
- (b) 決定が法律に照らし誤っていた；
- (c) 決定が公平ではなかった又は合理的ではなかった；
- (d) その他の何らかの理由において決定が誤っていた。

補償

16.—(1) 国務大臣は、停止通知の送達又は完了証明書の発行拒否によりある者に損失が生じ、かつ以下の場合、これによる損失分を補償しなければならない—

- (a) 停止通知の送達を行う決定が合理的ではなかった又は通知に明示された何らかの措置が合理的でないとして、その後当該停止通知が国務大臣により取消された又は修正された場合；
- (b) ある者が停止通知に対する上告の申し立てを行い、当該通知の送達が妥当ではなかったとの判断を第一審審判所が下した場合；又は
- (c) ある者が完了証明書の発行拒否に対する上告の申し立てを行い、当該発行の拒否が妥当でなかったとの判断を第一審審判所が下した場合。

(2) ある者は、補償を行わない決定又は補償額に対し、以下を根拠とし上告の申し立てを行うことができる—

- (a) 国務大臣の決定が妥当ではなかった；
- (b) 提示された補償額が誤った事実に基づいて提示された；
- (c) その他の何らかの理由において決定が誤っていた。

第 3 編

施行に対する保証

施行に対する保証

17. 国務大臣は、ある者が規則 8 (1) に定める規定を遵守し損じた又は規則 13(c)若しくは 14 に基づく違反を働いたという疑いに至る合理的な根拠をもつ場合、その者から提示された書面による当該保証に指定することができる措置を当該保証で指定することができる期間内に講じるという保証（「施行に対する保証」）を認めることができる。

施行に対する保証の内容

18.—(1) 施行に対する保証には以下が明記されなければならない—

- (a) その者がとるべき、不遵守又は違反行為が継続又は再発しないことを確実にするための行動；
- (b) 可能な限りにおける、当該不遵守が発生しなかった状態又は当該違反が犯されなかった場合の状態へ復帰を確実にするための行動；又は

- (c) その者がとるべき、不遵守又は違反行為による影響を受けたあらゆる者に便益をもたらす行動（まとまった金額の支払いを含む）。
- (2) 当該保証は、行動を完了すべき期間を指定しなければならない。
- (3) 当該保証は以下を含まなければならない—
 - (a) 本附則に従い作成された保証であることを示す記述；
 - (b) 保証の条件；
 - (c) その者がいつ、どのように保証を履行したとみなされるかについての情報。
- (4) 双方が書面にて合意する場合、施行に対する保証を変更する又は行動を完了すべき期間を延長することができる。

施行に対する保証の受け入れ

19. 国務大臣が施行に対する保証を認めた場合、当該保証を提示したその者が保証又はその一部を遵守し損じたのではない限り—

- (a) その者は何時においても当該保証に関する行為又は不作為に関する違反で有罪判決を下されてはならない；及び
- (b) 国務大臣は当該行為又は不作為に関して遵守通知、停止通知を送達する又は裁量型課徴金を科してはならない。

施行に対する保証の履行

20.—(1) 施行に対する保証が遵守されたと国務大臣が認める場合、国務大臣はその旨を示す証明書を発行しなければならない。

(2) 国務大臣は、保証を提示した者に対し、当該保証が遵守されたと判断するに足りる情報を提出することを求めることができる。

(3) 保証を提示した者は、何時においても、当該証明書の申請を行うことができる。

(4) 国務大臣は当該証明書について、その申請から 14 日以内に、それを発行するか否かについて決定を下し、申請者に対し当該決定を書面により通知しなければならない。

(5) 通知を受ける者は、当該証明書の発行を拒否する決定に対し、当該決定が以下であったことを根拠とし上告の申し立てを行うことができる—

- (a) 誤った事実に基づく；
- (b) 法律に照らして誤り；
- (c) 公平ではない又は合理的ではない；
- (d) その他の何らかの理由において誤り

不正確、不完全、又は誤解を招く情報

21.—(1) ある者が、施行に対する保証に関連して不正確、誤解を招く、又は不完全な情報を提出した場合、その者は施行に対する保証を遵守しなかったとみなされる。

(2) 国務大臣は、20(1)項に基づき発行された証明書について、これが不正確、不完全、又は誤解を招く情報に基づき発行された場合、書面による通知を行うことでこれを取消することができる。

施行に対する保証の不遵守

22.—(1) ある者が施行に対する保証を遵守しない場合、国務大臣は以下を行うことができる—

- (a) 規則 8(1)に定める何らかの規定を遵守し損じた場合、遵守通知、停止通知を送達する、又は裁量型課徴金を科す；

(b) 本規則 13(c)又は 14 に基づく違反行為の場合、刑事訴訟を提起する。

(2) ある者が保証の一部を遵守したが完全には遵守しなかった場合、その者に対して何らかの刑事上又はその他の制裁を科すにあたり、当該の一部遵守を考慮しなければならない。

(3) 施行に対する保証が関係する違反の刑事訴訟は、国務大臣がその者に対し当該保証の遵守を怠った旨を通知した日から 6 か月後までのいかなる時においても開始されることができる。

第 4 編

不遵守に対する罰則

不遵守に対する罰金

23.—(1) ある者が遵守通知、第三者に対する保証又は施行に対する保証を遵守し損ずる場合、別途に裁量型課徴金が科されたか否かを問わず、国務大臣はその者に対し課徴金（「不遵守に対する罰金」）を科す通知を送達することができる。

(2) 不遵守に対する罰金の額は、国務大臣が定めなければならない、通知、第三者への補償、又は施行に対する保証における残りの要件の遂行に要する費用の割合でなければならない。

(3) 割合については、当該案件のあらゆる状況を考慮した上で国務大臣により定められなければならない、それが適切である場合、10 割とすることができる。

(4) 通知は以下に関する情報を含まなければならない—

- (a) 不遵守に対する罰金を科す根拠；
- (b) 支払い額；
- (c) 支払い方法
- (d) 支払い期限、これが 28 日未満であってはならない；
- (e) 上告の権利；
- (f) 指定された期間内に支払いを行わない場合の結果；
- (g) 国務大臣が罰金を減額する可能性がある何らかの状況。

(5) 不遵守に対する罰金の支払い期限より前に、遵守通知、停止通知、第三者に対する保証、又は施行に対する保証が履行された場合、当該罰金の支払い義務は生じない。

(6) 不遵守に対する罰金の通知の送達を受けた者は、これに対し上告の申し立てを行うことができる。

(7) 以下を上告の根拠とする—

- (a) 通知の送達を行う決定が誤った事実に基づいていた；
- (b) 決定が法律に照らし誤っていた；
- (c) 決定が何らかの理由において公平ではない又は妥当ではなかった；
- (d) 罰金の額が妥当ではなかった；
- (e) その他の何らかの理由において決定が妥当ではなかった。

(8) 国務大臣は、本項に基づき科せられる不遵守に対する罰金の回収について、裁判所による支払い命令と同様に行うことができる。

第5編

通知の取消し及び修正

通知の取消し又は修正

24. 国務大臣は何時においても書面により以下を行うことができる—

- (a) 裁量型課徴金を科す通知若しくは不遵守に対する罰金を科す通知を取消す、又は通知に明記された支払額を減ずる；
- (b) 遵守通知若しくは停止通知を取消す、又は通知の遵守のために必要な作業量を軽減する目的で措置の内容を修正する；

第6編

上告

上告

25.—(1) 本附則に基づくいかなる上告の申し立ても、第一審審判所に対して行わなければならない(a)。

(2) 違反が行われたことが、決定を要求する事項であるようないかなる上告においても、国務大臣は刑事訴追におけるのと同等の責任及び立証規準に従って当該違反を証明しなくてはならない。

(3) その他の上告については、第一審審判所が立証規準を決定しなくてはならない。

(4) (停止通知を除く) 全ての通知は、上告の決定又は取消しを未決定にしておく間、一時停止される。

(5) 審判所は、停止通知を停止又は変更することができる。

(6) 裁判所は、要件の賦課又は通知の送達に関連して以下を行うことができる—

- (a) 要件又は通知を取消す；
- (b) 要件又は通知を確認する；
- (c) 要件又は通知を変更する；
- (d) 要件や通知を生じさせる行為又は不作為に関して国務大臣がとりうる措置を講じる；
- (e) 要件若しくは通知を確認する決定、又は当該決定に関連するあらゆる事柄を国務大臣に付託する

第7編

ガイダンス及び公開

民事制裁の適用に関する手引き

26.—(1) 国務大臣は、本規則に基づく民事制裁の適用に関するガイダンスを公開しなければならない。

(2) 国務大臣は、必要に応じて当該ガイダンスの改訂及び更新を行わなければならない。

(3) 国務大臣は、本規則に基づく権限を行使するうえで、当該ガイダンス又は改訂、更新済みのガイダンスを考慮しなければならない。

(a) 審判書手続き（第一審審判所）（一般規制部）規則 2009（S.I. 2009/1976）が、第一審審判所一般規則部に割り当てられた手続きにおいて簡易裁判所により行われるべき慣例及び手続きに適用される。

(4) 遵守通知、停止通知、裁量型課徴金、及び不遵守に対する罰金に関するガイダンスの場合、当該手引書は以下についての情報を含まなければならない—

- (a) 民事制裁が科せられるおそれがある状況；及び
- (b) 民事制裁が科せられるおそれが低い状況。

(5) 裁量型課徴金及び不遵守に対する罰金に関するガイダンスの場合、当該ガイダンスは以下に関する情報を含まなければならない—

- (a) 国務大臣がその金額を定める上で考慮する可能性のある事柄（ある者による、自身の不遵守に関する任意の報告を含む）；及び
- (b) 陳情及び異議申し立てを行う権利、並びに上告の権利。

(6) 施行に対する保証に関するガイダンスの場合、当該ガイダンスは以下についての情報を含まなければならない—

- (a) 国務大臣が施行に対する保証を認める可能性がある状況；及び
- (b) 国務大臣が施行に対する保証を認める可能性が低い状況。

ガイダンスに関する協議

27. 国務大臣は、あらゆるガイダンス又は改訂されたガイダンスの公開に先立ち、当該国務大臣は適切とみなす者との協議を行わなければならない。

施行措置の公開

28.—(1) 国務大臣は随時、以下を公開しなければならない—

- (a) 民事制裁が科せられた事例；
- (b) 遵守通知、停止通知、又は裁量型課徴金の形で民事制裁が科せられる場合には、第三者に対する保証が認められた事例；
- (c) 施行に対する保証が認められた事例。

(2) (1)(a)項において、民事制裁が科せられた事例への言及は、民事制裁が科せられた後に上告の申し立てにより決定が覆された事例を含まない。

(3) 本項は、その公開が不適切であると国務大臣がみなす事例には適用されない。

注釈

(本注釈は規則の一部ではない)

本規則は、英国内において、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（「議定書」）による遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者に対する遵守措置を実行するものである。議定書は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公平な配分を確保することにより生物多様性の保全及び持続的な利用を図ることを目的とする。欧州連合における遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則（EU）No 511/2014(OJ No L 150, 20.5.2014, p 59)（「EU規則」）は、利用者に対し、議定書に従って取得された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識のみを利用することについて、相当な注意義務を履行することを求めている。利用者はさらに、製品の最終開発段階において相当な注意義務を履行した旨の申告を行うことを求められる。

第2編は、国務大臣に対する、EU規則における権限ある当局としての機能の割り当て、並びにEU規則第5条、第7条1項、及び第13条に基づく加盟国としての機能の割り当てについて述べている。

規則 6 は、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の名古屋議定書に従った利用を定めるうえで必要な、その他のあらゆる行政措置又は政策措置を国務大臣が講じなければならないと規定している。

第 3 編及び附則は、国務大臣が民事制裁を科することを可能にしている。EU 規則に基づく相当な注意義務を履行するための要件の遵守、又は EU 規則に従った相当な注意の申告のし損じは、民事制裁の対象となるが、直ちに違反とはならない。裁量型課徴金は本規則に基づく違反に関して科することができる。

第 4 編は、施行について述べている。規則 9、10、及び 11 は、監察官に対し立入り、監察、及び押収の権限を付与している。規則 12 は、法律家秘匿特権に従う文書、又はスコットランドにおけるこれに相当する文書に関する規定を定めている。

第 5 編は、違反及び罰則を定めている。規則 13 は、遵守通知又は停止通知に対する不遵守による違反、並びに EU 規則に基づく情報保存の要件を規定している。本規則 14 は、監督官に対する妨害行為を違反としている。

第 6 編は、国務大臣に対し、本規則の運用及び効果の再検討を求めるとともに、施行及び刑罰条項の発効から 5 年以内における報告書の公開を求めている。

本規則の影響評価については、その結果として生じる事業又は任意セクター上のコストに関する甚大な影響が予想されないため、作成されていない。法律文書に加え、説明覚書が www.legislation.gov.uk 上で公開されている。

本行政委任立法はS.I. 2015/821における瑕疵に起因し作成され、同行政委任立法を利用するすべての人に対して無料で公開される。

行政委任立法

2015年第1691号

環境保護

2015年名古屋議定書（遵守）（修正）規則

作成	- - - -	2015年9月14日
議会提出		2015年9月18日
発効	- - - -	2015年10月11日

1972年欧州共同体加盟法(a)の適用上、環境(b)に関して任命された国務大臣は、当該条項により付与された権限を行使し本規則を定める。

呼称及び開始時期

1. 本規則は、2015年名古屋議定書（遵守）（修正）規則と呼ぶことができ、2015年10月11日に発効される。

2015年名古屋議定書（遵守）規則の修正

2. 2015年名古屋議定書（遵守）規則の規則16(2)(c)において、「規則13」の後に「又は規則14」を挿入する。

2015年9月14日

Rory Stewart
政務次官
環境・食糧・農村地域省

(a) 1972年第68章第2節(2)は、2006年立法及び規制に関する改革法(第51章)、第27節(1)(a)、及び2008年欧州連合(修正)法(第7章)、附則第1節により修正された。1998年スコットランド法(第46章)第57節に基づき、当該事項に関連するEU法で定められた実施義務に関する職権がスコットランド諸大臣に移譲された場合も、スコットランドに関してそれら義務の実施に係る英国国務大臣の職権を引き続き行使することができる。2006年ウェールズ統治法(第32章)、附則3第5項に基づき、当該事項に関連するEU法で定められた実施義務に関する職権がウェールズ諸大臣に移譲された場合も、英国国務大臣はウェールズに関してそうした職権を行使する権限を保持する。

(b) S.I. 2008/301.

(c) S.I. 2015/821.

注釈

(本注釈は規則の一部ではない)

本規則は、英国内において、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書による遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者に対する遵守措置を実行する 2015 年名古屋議定書（遵守）規則（S.I. 2015/821）を修正するものである。修正は、これらの規則に基づき権限を行使する監察官に対する妨害の違反に関連して罰則があることを保証する。

本規則の影響評価については、その結果として生じる事業又は任意セクターのコストに関する甚大な影響が予想されないため、作成されていない。法律文書に加え、説明覚書が www.legislation.gov.uk 上で公開されている。